

玉野市消防本部公式 SNS 運用ポリシー

令和 5 年 10 月 17 日策定

玉野市消防本部（以下、「消防本部」という。）が運用する SNS の運用ポリシーを次のとおり定め、消防本部が運用する SNS での全ての利用者（以下「利用者」という。）に適用します。

1 運用する SNS の種類

Instagram、X（旧 Twitter）

2 アカウント名、URL、アカウント運用者名

(1) Instagram

アカウント名：tamano_fire_119

URL：https://www.instagram.com/tamano_fire_119

アカウント運用者：消防総務課

(2) X（旧 Twitter）

アカウント名：tamano_fire_119

URL：https://twitter.com/tamano_fire_119

アカウント運用者：消防総務課

3 運用目的

「消防本部のイベント情報」、「消防職員募集案内」、「防火防災情報」、「予防救急、119 番適正利用」、「違反是正、住警器設置推進」などの消防本部に関わる情報を、効果的な情報発信コンテンツである SNS のユーザーに対して広く発信することにより、消防業務の向上に資することを目的とします。

4 掲載内容

- (1) 消防本部のイベント情報
- (2) 消防広報に関すること
- (3) 消防業務、庁舎、施設、車両資器材等紹介
- (4) 消防職団員等紹介、募集
- (5) 職員採用情報
- (6) 防火防災情報
- (7) 消防本部の取り組み事業に関する事項
- (8) その他消防長が必要と認めた事項

5 運用ルール等

(1) アカウント管理は消防本部消防総務課が行います。

(2) コメント、メッセージ等への対応

原則として、利用者からのコメント、メッセージ等に対しては、対応しません。

内容によっては予告なく削除する場合があります。SNS を使った火災・救急・救助事故などの災害に関する通報は受け付けられません。必要な場合は 119 番での通報をお願いします。

(3) ご質問がある場合は、消防本部代表メールアドレスに直接お問い合わせください。
syoubousoumu@city.tamano.lg.jp

6 知的財産権の帰属

知的財産権に関する取扱いは以下のとおりです。

(1) 消防本部が運用する SNS に掲載されている映像、音声、画像、イラスト、掲載記事等に関する知的財産権（商標権、著作権等の全ての権利）は、消防本部又は正当な権利を有する者に帰属します。

(2) 内容について、「私的使用のための複製」及び「引用」など著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）において認められた場合を除き、無断で複製及び転用をすることを禁じます。

7 禁止事項

消防本部が運用する SNS を利用するに当たって、利用者が次のいずれかに該当する投稿を行った場合には、利用者に断りなく、全部又は一部の削除、その他必要な措置をとることができるものとします。

(1) 公序良俗、法令等に違反し、又は違反する恐れがあるもの

(2) 消防本部、他の利用者、又は第三者を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷付けるもの

(3) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害又は侵害するおそれのあるもの

(4) 著作権、商標権、肖像権その他知的財産権を侵害又は侵害するおそれのあるもの

(5) 政治又は宗教的活動若しくは広告、宣伝、勧誘、営業活動等（ウェブサイトの紹介等含む。）営利を目的としたもの

(6) 記載された内容が虚偽又は著しく事実と異なるもの

(7) 他者になりすます等虚偽や事実と異なる情報及び正否を確認できない情報等を掲載するもの

(8) 有害なプログラムを使用若しくは提供するもの又はそのおそれのあるもの

(9) 上記のほか、消防本部が不適切と判断したもの

8 免責事項

- (1) 消防本部は、掲載情報に関して、情報の正確性、完全性及び有用性について、一切の保証責任を負いません。
- (2) 消防本部は、本サービスの情報等に起因して生じた損害に対して一切の責任を負いません。
- (3) 消防本部は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

9 運用ポリシーの変更

- (1) 運用ポリシーは、予告なく変更する場合があります。
- (2) 変更後の運用ポリシーは、本ページ上に掲載した時点から効力を生じるものとします。

10 個人情報に関する取り扱い

サービスを通じて提供を受けた個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び玉野市個人情報保護法施行条例（令和 4 年玉野市条例第 23 号）の規定に基づき、適正に管理するものとします。